

## 「共同生活援助事業所の申請調書」の記入要領

- ①3 短期入所を実施する住居  
申請するGH(グループホーム、共同生活援助)において併せて短期入所を実施する場合にのみ記入してください。
- ②5 当該共同生活援助事業の指定申請に至った経緯、目的等  
特に、法人として初めて開始する障害福祉サービスが当該共同生活援助事業である場合は、共同生活援助事業を知ることとなったきっかけについても記入し(友人知人からの紹介や、コンサルサントや不動産関連会社からの紹介等)、実際に事業を始めることとなった動機についても記入してください。  
日中サービス支援型の場合は、当該型での申請を行うに至った経緯、目的等を記入してください。
- ③7 日中の支援方法  
日中サービス支援型の事業者のみ記入してください。  
日中をGH内で過ごす利用者に対して、利用者の個々のニーズや障害特性に配慮された活動や支援、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援や工夫を記入してください。
- ④8 地域との交流方法  
町内会等への参加や、地域のイベントへの参加、また地域の清掃活動など、利用者と従業者が地域住民との交流の機会を図る取組みについて記載し、その頻度や年間の予定などを具体的に記載してください。  
※指定基準においては、「住宅又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域」との規定があり、この趣旨に基づいた記入項目ですので、一つ以上は記入してください。
- ⑤9 各住居における家庭的雰囲気確保するための取組み  
例えば、定員8名の住居である場合も、4名ずつのユニット(居室以外に風呂、トイレ、洗面所、台所等設け、居室及び居室に近接して設けられる居間、食堂等利用者が相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位)に生活空間を分けることにより、一人ひとりの利用者の生活リズムや障害特性に配慮した個別の支援を行うなど、家庭的な雰囲気のもと各利用者が生活を送ることができるような工夫について記入してください。
- ⑥10 モニタリングの実施方法  
他の法人の指定計画相談支援を利用予定であれば、その旨を記入してください。  
その他、適正な支援を確保する観点から、事業者で工夫する方法を記入してください。
- ⑦13 従業者の確保策(夜間も含めた人材の確保)・離職防止のための取組み  
夜間支援体制加算を算定する場合など、夜間支援時間帯においても人員の配置を行う場合は、夜間支援時間帯も含めたシフトの調整や宿直許可の取得(労働基準監督署)などが必要となります。利用者の支援に支障が生じないよう、経常的に人員を確保する手段や、福祉・介護職員処遇改善加算等を活用した処遇面の評価による離職防止のための取り組みなどを具体的に記入してください。
- ⑧14 利用者の重度化・高齢化に対するための従業者の質の確保のための取組み  
日中サービス支援型の事業者のみ記入してください。  
介助や運動機能低下予防の取組みが必要な利用者に対し、知識や経験、専門性を有する職員の配置の予定について記入してください。また、研修体制等質の向上にかかる取組みがあれば記入してください。
- ⑨17 その他運営の特色や工夫  
「(設備面での障害特性等への配慮)」については、エレベーター・スロープ・手すり等の整備、点字の設置など、入居予定者の障害特性に配慮している点について記入してください。  
また、階段など利用者の日常生活における障壁となりうる設備がある場合は、車いすを使用する利用者等への日常生活上の介助方法などその対応について必ず記入してください。  
「(運営面での特色等)」については、例えば近隣の住民との定期的な交流会を実施したり、季節ごとのイベントを開催するなど利用者支援に関わる特色について記入してください。
- ⑩23 特記事項  
指定申請時、本市より特定の事項について記載を指示した場合や、事業者が22までの記入項目以外に特筆すべきと思われる事項がある場合は記入してください。
- ⑪その他  
介護サービス包括型及び外部サービス利用型の事業者は、3(該当の場合は記入)と7、14、23(該当の場合は記入)以外のすべての項目について記入が必要です。  
日中サービス支援型の事業者は、23で該当がない場合以外はすべての項目について記入が必要です。  
空欄になっている項目がないかご確認ください。